

第 7 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

令和3年10月22日

(令和2年度決算)

(警察本部・出納局・各種委員会等・土木部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第7回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和3年10月22日（金曜日）

午前9時58分開議
 午前10時56分休憩
 午前10時59分開議
 午前11時14分休憩
 午後0時58分開議
 午後2時21分休憩
 午後2時24分開議
 午後2時39分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第36号 令和2年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第39号 令和2年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第41号 令和2年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第42号 令和2年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第43号 令和2年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第56号 令和2年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(12人)

- 委員長 瀧上陽一
- 副委員長 増永慎一郎
- 委員 鎌田 聡
- 委員 井手順雄
- 委員 池田和貴
- 委員 前田憲秀
- 委員 松村秀逸
- 委員 山本伸裕
- 委員 高島和男
- 委員 大平雄一

委員 島田 稔
 委員 西村 尚武

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

- 本部長 山口 寛 峰
- 警務部長 植田 有 佐
- 生活安全部長 山川 潔
- 刑事部長 開田 哲 生
- 交通部長 平木 敏 史
- 警備部長 濱田 聡 朗
- 首席監察官 林 秀 典
- 参事官兼警務課長 松 永 透
- 理事官兼会計課長 田 中 弘 哉
- 参事官
- 兼生活安全企画課長 二子石 和 浩
- 参事官兼地域課長 江 藤 真 吾
- 参事官兼刑事企画課長 國 生 徹 哉
- 参事官(組織犯罪対策) 松 見 恵一郎
- 参事官兼交通企画課長 村 上 敏 幸
- 参事官(運転免許) 金 子 慎 一
- 参事官兼警備第一課長 荒 木 和 郎
- 参事官兼総務課長 西 村 博
- 理事官兼交通規制課長 内 田 義 朗
- 参事官
- (警備・災害対策) 小 川 光一郎
- 捜査第二課長 園 山 哉
- 運転免許課長 堀 田 博 士
- 交通指導課長 坂 元 慎 二

出納局

- 会計管理者兼出納局長 手 島 和 生
- 首席審議員兼会計課長 永 江 昌 二
- 管理調達課長 枝 國 智 一

人事委員会事務局

- 局長 青 木 政 俊
- 公務員課長 工 藤 真 裕

監査委員・同事務局

監査委員 藤 井 一 恵
局 長 西 浦 一 義
首席審議員兼監査監 伊津野 裕 昭
監査監 松 岡 貴 浩
監査監 守 屋 裕 昭

労働委員会事務局

局 長 谷 口 誠
審査調整課長 舟 津 紀 明

議会事務局

局 長 手 島 伸 介
次長兼総務課長 横 尾 徹 也
議事課長 村 田 竜 二
政務調査課長 板 橋 麻 里

土木部

部 長 村 上 義 幸
政策審議監 野 崎 真 司
土木技術審議監
兼河川港湾局長 里 村 真 吾
道路都市局長 宮 島 哲 哉
建築住宅局長 小路永 守
監理課長 森 山 哲 也
用地対策課長 林 田 孝 二
土木技術管理課長 桑 元 伸 二
道路整備課長 森 裕
道路保全課長 緒 方 誠
都市計画課長 山 内 桂 王
下水環境課長 仲 田 裕 一 郎
河川課長 菰 田 武 志
港湾課長 原 浩
砂防課長 松 田 龍 朋
建築課長 橋 本 知 章
営繕課長 緒 方 康 伸
住宅課長 折 田 義 浩

事務局職員出席者

議事課主幹 宗 像 克 彦
議事課主幹 甲 斐 博
議事課主幹 山 本 さおり

午前9時58分開議

○ 瀧上陽一委員長 おはようございます。
それでは、ただいまから第7回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前に警察本部、出納局及び各種委員会等の審査を行い、午後から土木部、流域下水道事業会計の審査を行うこととしております。

それでは、まず、警察本部の審査を行います。

執行部の説明を求めた後に、質疑を受けたと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは初めに、警察本部長から御挨拶をお願いします。

山口警察本部長。

○ 山口警察本部長 瀧上委員長をはじめ委員の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり深い御理解と温かい御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

県警察は、今後とも、県民の皆様の期待と信頼に応え、安全で安心して暮らせる熊本の実現のため、組織を挙げて取り組んでまいり所存でございます。どうぞ、引き続き御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、この後、決算の概要等につきまして警務部長から、その詳細につきましては会計課長から説明をさせますので、御審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○ 瀧上陽一委員長 次に、警務部長から、決算概要の説明をお願いします。

○ 植田警務部長 警務部長の植田でございます。

着座のままで失礼いたします。

令和2年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、警察本部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

指摘事項は2点ございました。まず、1つ目が、「警察職員の定員について、これまでの取組により、警察官一人当たりの負担人口は徐々に改善されてはいるが、いまだ全国平均を上回り、九州でも一番多いので、県民の安全・安心の確保のため、引き続き、定員増に向けた取組に努めること。」との指摘についてです。

現在の本県の警察官一人当たりの負担人口は582人であり、これは、平成27年度から平成29年度までに行われた地方警察官増員等により改善傾向にあるものの、全国の警察官一人当たりの負担人口の499人を大幅に上回っております。

そのため、本年5月にも、総務省及び警察庁に対し、令和4年度の地方警察官増員について要望を行ったところであり、今後も引き続き定員の増員に努めてまいります。

2つ目は、「高齢者の自動車運転については、全国的にペダルの踏み間違い等による事故が多発しており、高齢運転者による重大事故を未然に防止するためにも、免許の自主返納を促進する取組の一層の推進を図ること。」との御指摘でございました。

高齢運転者の交通事故防止と安全運転教育を目的としまして、今年度に、運転技能自動評価システム、通称オブジェを整備して、9月から運用を開始しております。

このシステムは、平成26年度、国土交通省自動車事故対策事業に認定された機器で、ドライバーの運転行為をリアルタイムで計測し、コンピューターによって客観的に自動評価できる装置です。

評価は、AからEの5段階で示されるため、運転適性に疑義がある評価であれば、運

転免許返納の勧奨、説得を行うこととしており、高齢運転者による重大事故を未然に防止するために大いに活用していきたいと考えています。

今年度整備した2台は、1台を警察本部に、もう1台を安全安心なまちづくり事業のモデル地域となっている荒尾・玉名地域にあります玉名警察署に配備しております。

そのほか、運転の継続に不安を感じている本人やその家族をサポートすることを目的とした安全運転相談ダイヤルの運用や、運転免許センターに看護師の資格を持つ職員を配置し、運転に不安のある高齢者に対する自主返納に関する指導、助言を行うなど、自主返納を促進する取組を継続して行っております。

今後も、高齢運転者の自主返納の促進と高齢運転者による交通事故の未然防止を図ってまいります。

それでは、令和2年度決算の概要について御説明いたします。

決算特別委員会説明資料1ページの令和2年度歳入歳出決算総括表により御説明いたします。

まず、歳入についてでございますが、予算現額31億6,772万7,000円に対しまして、調定額31億1,071万4,000円、収入済額31億743万9,000円で、調定額に対する収入率は99.9%となっております。

不納欠損額はありません。

収入未済額は、327万5,000円であり、放置違反金や交通事故等による公用車の損害賠償金に係る未収金でございます。

次に、歳出についてでございますが、予算現額403億2,988万5,000円に対しまして、支出済額394億9,823万1,000円で、執行率は97.9%となっております。

翌年度繰越額は、2億3,826万5,000円で、その主なものは警察施設整備に係る事業費でございます。

不用額は、5億9,338万8,000円となってお

り、その主なものは職員給与費等の人件費及び各事業実施後の執行残でございます。

以上が警察本部の令和2年度決算の概要でございますが、詳細につきましては、会計課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○淵上陽一委員長 次に、会計課長から、決算資料の説明をお願いします。

○田中会計課長 会計課長の田中でございます。

着座のままで失礼いたします。

令和2年度決算資料の説明に先立ちまして、本年度県監査委員による警察本部への定期監査で御指摘を受けました件について、その内容とその後の措置状況を御報告いたします。

御指摘を受けましたのは、警察職員による交通事故についてであります。

捜査第二課に対し、公用車による過失割合が高い人身事故が1件発生していることについて、職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じることという御指摘でありました。

県警察では、職員一人一人に対する事故防止への意識の浸透と技能向上を図るため、安全運転意識の啓発、基本訓練の反復実施を強化項目として、各所属において、体験事例や教養資料に基づく検討会や指導教養、警察署、駐車場等における実践的運転訓練に取り組んでいるところでございます。

今回御指摘を受けました交通事故防止に対する措置としましては、当事者となった職員に対し、常に緊張感を持った運転を心がけ、交通事故防止対策を徹底するよう指導したほか、全職員に対し、朝礼等において、次席から、公用車使用時は、特に運転者と同乗者の連携による安全確認を徹底すること、車両後退時の同乗者による誘導を徹底すること等の

具体的な交通事故防止対策を繰り返し指示しております。

今後、この取組を継続するとともに、職員の運転技能のさらなる向上に努め、交通事故の絶無に万全を期してまいります。

引き続きまして、令和2年度の歳入歳出決算について、お手元の令和3年度決算特別委員会説明資料の2ページ以降、歳入に関する調べ及び歳出に関する調べに基づいて、具体的な内容を御説明いたします。

なお、2ページからの歳入に関する調べは、その備考欄に、各項目ごとの主な内容と処理件数及び予算現額に対して著しく収入済額に増減を生じたものに理由を、また、13ページからの歳出に関する調べの備考欄には、不用額の内容等をそれぞれ記載しましたので、参考にしていただきますようお願いいたします。

それでは、歳入について御説明いたします。

まず、使用料及び手数料でございますが、2ページから7ページの上から3段目にあります自転車運転者講習手数料までが使用料及び手数料に関するもので、収入全体のおよそ61%を占めております。中でも、3ページ最上段の自動車運転免許証交付手数料が7億7,467万2,000円と最も多く、使用料及び手数料全体のおよそ41%を占めております。

なお、使用料及び手数料に、不納欠損額、収入未済額はありません。

次に、7ページを御覧ください。

4段目の国庫支出金から8ページ最下段の人権啓発活動委託金までが国庫支出金に関するもので、不納欠損額、収入未済額はありません。

次に、財産収入でございます。

9ページ初めから最下段の不用品売払収入までが財産収入に関するもので、不納欠損額、収入未済額はありません。

次に、10ページの初めが繰越金でございます。

す。これは、県庁施設改修工事等の繰越金となります。

次に、10ページ2段目から12ページまでが諸収入に関するもので、不納欠損額はありますが、10ページ4段目の延滞金に6万2,000円、その次の段の放置違反金に71万8,000円と、それぞれに収入未済額があります。

これは、いずれも放置違反金の未払いによるものでございます。

さらに、12ページ2段目の雑入にも、収入未済額が249万4,000円あります。

これは、交通事故等による公用車の損壊に係る損害賠償金の未払い分でございます。

この収入未済額の詳細につきましては、後ほど附属資料の収入未済に関する調べで御説明いたします。

以上が歳入に関する調べの説明でございます。

引き続きまして、13ページからの歳出について御説明いたします。

最上段を御覧ください。

警察費の予算現額402億2,420万7,000円に対し、支出済額394億4,789万4,000円、翌年度繰越額1億8,578万1,000円であり、不用額は5億9,053万1,000円となっております。

以下、不用額を生じた理由の主なものについて御説明いたします。

なお、翌年度への繰越額につきましては、後ほど附属資料の繰越事業調べで御説明いたします。

まずは、上段、公安委員会費の欄を御覧ください。

支出済額は836万2,000円で、不用額の79万9,000円は、公安委員に対する報酬などの執行残でございます。

次に、中段、警察本部費の欄を御覧ください。

支出済額は318億6,744万3,000円、不用額は3億3,899万3,000円となっております。

不用額の主なものにつきましては、備考欄を御覧ください。

職員給与費の実績が見込みより少なかったことに伴う執行残が1億4,566万円余、退職者数が見込みより少なかったことに伴う退職手当の執行残が6,921万円余、その他光熱水費等の経費節減に伴う執行残などが6,642万円余でございます。

次に、下段、装備費の欄を御覧ください。

支出済額は3億8,590万9,000円、不用額は4,376万6,000円となっております。

不用額の主なものは、車両燃料や修繕費等の執行残が4,104万円余、その他警察用航空機の維持管理に係る執行残などが272万円でございます。

続きまして、14ページを御覧ください。

上段の警察施設費でございます。

支出済額20億2,785万7,000円、翌年度繰越額1億3,818万7,000円、不用額は5,838万1,000円となっております。

不用額の主なものは、県庁舎設備更新計画工事等の執行残が3,360万円余、阿蘇警察署整備等の入札に伴う執行残が582万円余、大規模災害時の防災対策施設整備等の入札に伴う執行残が517万円、その他運転免許センター施設整備更新等の入札に伴う執行残が1,378万円でございます。

次に、中段、運転免許費の欄を御覧ください。

支出済額は10億2,646万円、不用額は2,584万9,000円となっております。

不用額の主なものは、運転免許関係の各種講習委託等の執行残が2,087万円余、運転免許センターを運営するための諸経費の執行残が300万円余、その他運転免許試験業務を実施するための諸経費の執行残が196万円余でございます。

次に、下段、恩給及び退職年金費の欄を御覧ください。

支出済額は2,793万4,000円で、不用額の

150万5,000円は、恩給及び扶助料の受給者減による支給額の執行残でございます。

続きまして、15ページを御覧ください。

警察活動費でございます。

支出済額は41億392万7,000円、不用額は1億2,123万5,000円となっております。

不用額の主なものについて、上から順に御説明いたします。

一般警察運営費では、警察活動用旅費の執行残など、5,619万円余、総合治安対策費では、来日外国人に係る通訳に関する執行残など、466万円余、生活安全警察運営費では、許可業務関係経費の執行残など、344万円余、地域警察運営費では、駐在所等家族報償費の執行残など、1,449万円余、刑事警察運営費では、犯罪捜査に係る通信費等の執行残など、2,116万円余、交通警察運営費では、信号機のLED化による信号機電気料の執行残など、1,780万円余、交通安全施設費では、道路標識等整備費の入札に伴う執行残など、347万円余でございます。

以下、次の16ページまでは、事業の概要を参考に掲載しております。

続きまして、17ページを御覧ください。

中段の災害復旧費、警察災害復旧費でございます。

予算現額1億567万8,000円に対し、支出済額5,033万6,000円、翌年度繰越額5,248万4,000円であり、不用額は285万7,000円となっております。

内訳は、警察施設災害復旧費が、支出済額2,503万6,000円で、不用額の271万8,000円は、令和2年7月豪雨で被災した警察施設の復旧費に係る執行残でございます。

次に、交通安全施設災害復旧費でございます。

支出済額2,530万円、翌年度繰越額5,248万4,000円、不用額の13万8,000円は、令和2年7月豪雨災害で被災した信号機等の交通安全施設の復旧費に係る執行残でございます。

以上が歳出に関する調べの説明でございます。

それでは、別にお配りしております附属資料の1ページを御覧ください。

令和2年度繰越事業調べでございます。

6事業について繰越ししておりますが、施設整備に係る諸条件の変更等により、年度内の完了ができなかったものでございます。

令和3年度への繰越額は、上から順に、警察施設維持管理費で6,182万9,000円、警察施設整備費で5,135万8,000円、警察施設感染症対策事業で2,500万円、交通指導取締・事故捜査費で2,677万5,000円、警察活動感染症対策事業で2,081万9,000円、交通安全施設災害復旧費で5,248万4,000円となっております。

既に完了した事業もございしますが、現在の進捗状況につきましては、右側に記載のとおりでございます。

次に、2ページを御覧ください。

令和2年度収入未済に関する調べでございます。

収入未済の内容でございますが、1の歳入決算の状況のとおり、上から順に、放置違反金の延滞金6万2,000円、放置違反金71万8,000円、交通事故等による公用車損壊に係る損害賠償金249万4,000円でございます。

2の表は、それぞれ収入未済額の過去3か年の推移でございます。

次に、3ページを御覧ください。

収入未済額の状況を記載しております。

表中の右から3つ目のその他につきましては、放置違反金の納付の日程を交渉しているものになります。

放置違反金をはじめとする収入未済の解消につきましては、4にございます未収金対策のとおり、滞納者に対する督促の実施、休日、夜間の訪問徴収の実施、分割納付による回収の実施等を継続的に行い、徹底した徴収促進に努めております。

今後も引き続き未収金の早期回収に取り組

んでまいります。

次に、4ページを御覧ください。

取得用地の未登記一覧表でございます。

一覧表の中ほどにあります登記残筆数について、平成28年度以降、毎年度1件となっておりますが、これは交番の1か所が未登記となっているものでございます。

当時の山鹿警察署、現在は熊本北合志警察署管轄にあります植木交番につきまして、熊本市が施行します熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業の対象地となったことから、平成27年度、仮換地に交番を新築移転したところでありますが、同交番の敷地につきましては、換地処分がなされていないことから、前述の土地区画整理事業の完了後に、熊本市において土地の表示登記がなされる予定でございます。

以上で警察本部の決算資料の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○淵上陽一委員長 以上で警察本部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○高島和男委員 説明資料の16ページをお願いいたします。

生活安全警察運営費の中のストーカーに対してということでお尋ねをしたいと思うんですけども、資料によりますと、令和2年度の認知件数が425件ということのようですけども、これは、以前との比較で増減、どういった状況なんでしょうか、教えてください。

○山川生活安全部長 生活安全部でございます。

ストーカーにつきましては、現在、人身安全対策課という、新しく本年の4月から新設しました部署で対応しております。

ストーカー事案につきましては、一言で言えば増加傾向にございまして、ストーカー規制法で、令和2年中、上半期、これは半年ごとの6月で統計を取りましたところ、令和2年中、7件でございまして、令和3年は11件、ストーカー規制法で検挙しております。

そのほか、ストーカー規制法以外で、いわゆる住居侵入でありますとか、被害者の家に押しかけたりする、他法令で検挙する場合がございますけれども、令和2年中は12件、令和3年の上半期でいきますと、20件検挙しております。

○高島和男委員 今の検挙と、何かちょっと違うやつでもありますよというような御説明だったと思うんですが、私が申し上げたかったのは、ストーカー事案の認知件数が令和2年度は425件だったと、そういう報告が出ておりますけれども、この報告の件数は、元年度あるいは平成30年度あたりと比べて増えていますか、減っていますかということをお尋ねしたかったんですが。

○二子石参事官 それでは、認知件数について申し上げます。

先生おっしゃるとおり、昨年は425件を認知しておりますけれども、その前の元年につきましては283件でございます。そして、先ほど部長が言われましたとおり、本年の6月末で224件、これも、昨年の6月末と比べますと、206件ですので、18件増えているという状況でございます。年によっては減少することがあるんですけども、増加しているという認識でございます。

○高島和男委員 今のお話によりますと、令和元年度が283件、大幅に増えているような

感覚なんですけれども、何か理由とか、背景があるんでしょうか。

○山川生活安全部長 生活安全部からお答えします。

先ほど申しあげましたように、全国的にいわゆるニュース性の高い、人身安全関連事案と申しますけれども、ストーカー、DV、これにつきまして、本県では、本年4月から人身安全対策課を設置しまして、課長以下32名の体制で対応しております。

そういう体制を強化しまして、24時間体制で各警察署からの速報を受ける対応を取っておりまして、これまで以上により緊密に事件化のほうを図っているということで、これまで潜在的に起きていた事案等に対して、警察がこれまで以上に幅広く報告を受けまして、なおかつ事件化を図っている。

あわせて、これはちょっと御質問からそれますけれども、児童虐待事案等につきましては、同じく人身安全関連事案ということで、県民の、他県での発生状況も関心が高いことから、通報等が増えております。夜間、休日も踏まえまして、先ほど言いましたように、県警のほうで先制的に体制のほうを、予算を頂きまして強化しておる関係で、事件化のほうを、通報が増えたことに乗じまして、警察のほうは、休日、夜間24時間で積極的な事件化を図っているということが要因の一つとして考えられると思います。

以上でございます。

○高島和男委員 分かりました。

体制を強化したということですが、資料によりますと、最初にストーカーの報告があったあるいは通報があった、まずは文書の警告、そして禁止命令、そして検挙というような段階になっていくと思うんですが、禁止命令というのは、こういった措置といますか……。

○山川生活安全部長 禁止命令と申しますのは、現場で、いわゆる違法行為が、傷害でありますとか暴行を加えているというのは、警察官が現場において現行犯を逮捕します。禁止命令というのは、段階的に、逮捕するまでもない状況の中で、ストーカー規制法で言うところの付きまとい行為、もしくは連続したメールの送信という状況で警告をいたします。警告をして、ほぼ、全国的な統計を取りますと、9割方は沈静化します、警察署長からの警告で。それにも応じない被疑者がおりますので、それにつきましては、禁止命令をかけまして、ストーカー規制法で言う禁止命令を発したことによって、次、いわゆる接近したときには、それでストーカー規制法に基づく現行犯逮捕ができますので、そういうより警告から一段階上がるというのが禁止命令の措置になります。

以上でございます。

○高島和男委員 ありがとうございます。

そうしますと、昨年度が、証拠化を明確にするために、監視カメラを13件設置したということですが、それが禁止命令のときに監視カメラを設置するというのでいいんでしょうか。

○山川生活安全部長 そういうことです。

○高島和男委員 そうしますと、5人のストーカーに対して、再発防止のためにカウンセリングをやったということも記されておりますけれども、カウンセリングをやって、そのストーカーの方々が、治癒といますか、まあ病的なものだろうと思うんですが、治癒されたんでしょうか。そのカウンセリングを実施した後のことをちょっと教えていただきたいと思います。

○山川生活安全部長 これにつきましては、警察として、全国警察、特に本県、力を入れておりまして、逮捕して、仮に刑務所に行かれるようなことになったとしても、その憎悪の念をずっと持ったままということでは根本的な治癒になりません。したがって、いわゆる精神科のほうに、逮捕した時点で、いわゆる改悛させる根本治癒の目的で、取調べに応じた捜査員等が話をすることでカウンセリングを勧めます。

これは、逮捕していない被疑者、任意の被疑者にも対応しますが、中にはカウンセリングにも応じないという人間もおります。カウンセリングに応じた人間につきましては、心療内科のほうに受診を勧めまして、それも予算を頂いております。それによって、幾つか病名を把握している部分もございますけれども、これにつきましては、後ほど病名とかの部分につきましては、具体的に扱った事件でもございますので、御説明できればと思います。

根本的に治癒したという部分につきましても、中には改悛の情を示して治癒したというふうに判断される案件についてもございません。

○高島和男委員 先日も、やっぱりいろんな事件が発生もしておりますし、ストーカーというのが、いろんな不幸な事件の取っかかりといえますか、入り口になっているような気もしないではございませんので、ぜひやっぱり初期段階でいろんな対応策を練っていただきたいと思っております。ありがとうございます。

以上です。

○山川生活安全部長 分かりました。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

○鎌田聡委員 すみません、警務部長の説明の中で、高齢者の踏み間違いのお話が、昨年の指摘事項であった中で、改善に向けて取組をされているということでもありますけれども、実際、県内でどうなんですか、踏み間違いの事故というのはどのくらい出ているのでしょうか。

○平木交通部長 交通部でございます。

高齢者の踏み間違いの事故ということで、高齢者が絡む事故につきましては、全体で言いますと、本年の9月末における県内の交通事故の死者数は、前年比と比べましてマイナス2ということになります。そのうち、高齢者は、同じくマイナス5人の13人と。死者に占める高齢者の割合というのは、マイナス15.0ポイントの54.2%。全てにおいて減少はしているというようなところでございます。

しかしながら、高齢者が絡む踏み間違いの事故、具体的にその数値については、ちょっと手元の資料では――また後ほど報告をさせていただきますけれども、いずれにしろ減少傾向にあるものの、やはり高齢者の免許人口が、平成23年を100としました場合に、令和2年における高齢者運転免許人口は148人ということでもございまして、高齢者が増加の傾向にありますので、さらなる対策、細やかな交通安全対策、特に交通上危険な行動を取る高齢者に対する交通安全指導を含め、先ほどありましたオブジェ、オブジェといいますのは、正式名称は運転技術技能自動評価システムというふうに、新たに導入しました機械を活用しまして、運転に不安のある高齢者の自主返納につなげていくというような対策を取っていく方針でございます。

○鎌田聡委員 事故自体はそんなに増加ではないという話でしたけれども、実際高齢社会の中で、高齢者で運転免許を継続されて運転

されている方は多くなってきていると思いますし、自主返納といっても、なかなか現実的に戻してしまうとまたいろんな日常活動に支障を来すという、非常に難しい課題でもあると思いますから、適性が著しく劣っていたら返納ということになりますけれども、そこまでない方については、踏み間違い防止の装置あたりの補助の取組も県でやっていたと思うんですけども、それはどうなんですか、利用状況とか。一旦もうそれは終わっているんでしょうかね。今後、その辺の対応は。

○村上参事官 県のほうでの補助は、去年の3月で終わったというふうに聞いております。その後、国のほうが補助を出しているというような状況でございます。

県のほうの利用は、用意した数はすぐに、やはり要望が多かったというふうに聞いております。

先ほどの踏み間違いの件数ですが、年によって多少増減もありますけれども、去年は40件というふうな発生があります。死者が5人ということでもありますけれども、今年になって、7月までに26件の発生で、死亡事故の発生はあっていないという状況になっております。

○鎌田聡委員 先ほど言いましたように、なかなか免許がなくなってしまうという、不都合がある方はいらっしゃるから、そういうことで、踏み間違いしたときに事故を起こさないような対応というのが必要だと思いますので、補助が県のほうは切れたということもありますけれども、すぐたしかなくなったといったような話、今もあったように、希望する方は多いと思いますので、そういったことも今後ぜひ御検討もいただいて、まあ国のほうでやられていることであれば、そういったものの周知もしっかりとやっていただきたいと思いますし、そして、私は、オブジェという

のを今日初めて聞いたんですけども、実際、これもうまく活用して、その後返納につながるのか、そういった防止措置につなげていくのかという誘導も必要だろうと思います。

実際、このオブジェの利用状況って、どういう感じなんですか。

○平木交通部長 交通部長です。

オブジェの今のところの活用状況、本年から活用を始めまして、今玉名警察署と警察本部に1台ずつ、計2台設置をしております。

玉名警察署においては、今のところ5人使用ということで、これにつきましては、免許の返納、まあ運転にちょっと不安があるということでの、自分の運転状況を確認したいというようなところで、免許返納にはつながらなかったということでございます。

本部においては、今後は10月28日に、7人申込みがございますので、これを実施すると。

今後、定期的にこのような希望者、運転に不安のある人、家族からの相談があった人等につきましては、家族を含めて、そういったこちらからの働きかけをして活用していただくということを考えているところでございます。

以上です。

○鎌田聡委員 すみません、私の勉強不足かもしれませんが、こういうオブジェというのが県警本部と玉名にあったというのを知らなかったし、なかなか県警本部にあるというのをやっぱり一般の人たちがどれだけ知っているのかどうなのかということもありますので、まあどれだけ有効なのか分かりませんが、やっぱりこういったものを活用することによって、免許を返そうかと、返せない人は、やっぱりいま一度自分の運転能力、これをやっぱり再認識していただいて、

補助はなくなったけれども、そういった踏み間違い防止装置をつけようかというふうな、警察のほうで誘導もしていただけたらと思いますので、もう少し高齢者に向けてのこの辺の取組の周知をぜひよろしくお願いしておきたいと思います。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

○前田憲秀委員 御説明ありがとうございます。

説明資料の私も16ページ、警察活動費で、サイバー犯罪対策の強化ということで2,000万円ほど予算がついてあります。

この主要な施策の成果の中で、サイバー犯罪の検挙件数が、令和元年度で219件、令和2年度で221件と、微増ですけれども、やはり200数十件ほど検挙されているというふうに報告をされているんですけれども、主なでいいんですけれども、どういった内容なんですか、この検挙。可能であれば。

○山川生活安全部長 生活安全部です。

サイバー犯罪については、その定義の中で、ネットワーク利用犯罪という定義がございまして、いわゆる身近なところでありますと、スマートフォンを利用して、いわゆるメールを一方向的に送りつけてきて、そういうのでURLをクリックして詐欺に引っかかるということで、これは詐欺でもあり、警察の定義でサイバー犯罪という定義にもなりますので、いわゆる詐欺、スマートフォン、パソコンを介した詐欺事案等が非常に県民生活に密着し、かつ多いサイバー犯罪の手口になります。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

じゃあ、毎年200件、令和2年で221件ですけれども、手口が違うそういった詐欺で、検

挙はもうされているということなんですよね。

○山川生活安全部長 検挙は、サイバー犯罪対策課と各警察署の刑事課等が連携して、本部のサイバー犯罪対策課で、いわゆる専門的な技術の解析等を補助する形で、各警察署の刑事課、生活安全課と連携して事件検挙の対応を図っているという状況でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

最近、特に感じるのが、その下の段に、相談件数は313%増の3,279件と、恐らくたちごっこなのか分かりませんが、最近では、私の義理の父からもあって、今おっしゃったように、何かメールで、アドレスでアクセスしたのであればメールが残るか何かあるんでしょうけれども、最近はショートメール、いわゆる電話番号のショートメールで、ある電話会社の更新時、何だったかな、いかにもなんですよね、宅配業者、もういかにもクリックしそうな内容が、これはなかなか減らずに増えているようなイメージなんですけれども、たちごっこの状態なんですかね。

○山川生活安全部長 生活安全部でございます。

前田委員御指摘のとおり、検挙しても次から次に、いわゆる全国的にこれは展開している被疑者でございまして、新聞報道でも御存じのとおり、検挙しておりますけれども、新たな模倣する被疑者が出てくるような状況です。

ただ、これは放置しておくわけにはいきませんので、先ほど申し上げましたように、いわゆる高齢の方から年少者まで、今スマートフォン、パソコン等を利用する環境にございますので、これにつきましては、引き続き警察としても重要視しておりますので、サイバー犯罪対策課を中心に、各警察署、それぞれ

からもお話を伺って、技術者というか、そういったところに携わる人材が非常に不足しているんだというお話もありましたので、あと、以前は何かホワイトハッカーか何かを国レベルでもいろいろ入ってもらってとかという話もありましたので、その辺もやっていただきたいというふうに思いますし、ただ、1回私が予算のことを言ったのは、前視察で見せていただいたときに、置いてあったその装置がかなり古そうだったので、それは大丈夫なんですかというふうな質問をしたときに、なかなか予算がなくてみたいなその現場の答えがあったものですから、そういうことは、今の時代はやっぱりきちんと対応していかなくちゃいけないことだろうというふうに思いますので、そういった意味で、必要なところは必要なものとして要求をして、県民の安心、安全を守ることに頑張っていたいただきたいと思います。

以上です。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

○大平雄一委員 17ページなんですけれども、交通安全施設災害復旧費、これも、支出する額からすれば、繰越額のほうがかなり大きいなと思ひまして、信号機の仮復旧をされているということなんですけれども、この繰越しした大きな要因といいますか、原因というのは何でしょうか。

○内田理事官 交通規制課です。

こちらのほうを災害復旧の関係で繰り越しましたのは、信号機の復旧工事の分でございますので、7月に災害が発生いたしましたけれども、それから必要な現地調査ですとか図面の作成、道路占用協議等の各種書類の作成等に期間を要しました関係で繰り越しております、本年の10月、まさに今月末までには全

ての工事を、仮復旧から本復旧に終える予定でございます。

以上です。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

○増永慎一郎副委員長 警務部長の決算概要説明書の中で、去年の指摘事項の中に職員の問題、これは、毎年毎年足りないという話を昔から聞いているわけでございます。それは、幾ら言ってもなかなか増えないのが現状じゃないかなというふうに思うんですけれども、この人員が足りない、私たちの考え方からすれば、ちゃんと警察機能が果たせるのかどうかと、ほかの県に比べてですね。非常に、何というか、考えるところなんですよ。

それを補うのが装備品とか、そういった部分で人員を補っているんだろうというふうに思うんですけれども、その装備品については、他県に比べて、その警察の装備というのはどのような今状況なんですか。何か分かります。

何を言いたいかという、人が足りない、ちゃんとした警察機能が果たせるのかどうかというのが物すごく心配なんです。だから、人が足りない分を、何か違うので、装備品とかで補っているのかというふうな話をちょっと聞きたいなと思って、今ちょっと聞いたわけです。

○松永警備課長 警務課長でございます。

今先生の御指摘のとおり、装備品は足りているかということで、警察の装備としまして一番代表的なものは、警察車両があるかと思ひます。車両につきましては、本年度、車両台数が1,172台ということで、四輪車が902台でございます。二輪車、白バイ等を含めまして、270台配備させていただいております。車両については、十分足りているかと存じて

おります。

そのほかの装備としましては、身を守るための防弾チョッキですとかヘルメットとか、受傷事故防止の機材等がございます。そのほかには、交通安全の取締りをするためのセーフティーコーンとか表示板等がございますが、現状で足りないかと言われるれば、十分足りる分は頂いておるところであると思っております。

そのほか、今後、耐用年数が来たものについては、どんどん、国費、県費合わせまして要求を続けておりますので、順次補填をさせていただいておりますので、現状で装備は足りているかというふうに認識しております。

以上です。

○増永慎一郎副委員長 なら、別の観点からちょっと聞きますけれども、よその県に比べたら大幅に、1人当たりの負担人口というのは582人で、約100人弱ぐらい多いわけですよ。これでちゃんとした他県並みの警察の機能が果たしているんですかね。

○植田警務部長 御指摘のとおり、私の冒頭の説明でも申し上げましたけれども、その負担人口が高いというのは事実でございます。そこは、我々としてしましては、なかなか今の御質問に対してお答えは難しいんですけども、引き続き国や関係省庁への要望はしていくつもりでございますけれども、我々としては、与えられた現状の中で使命を果たすしかないと思っておりますので、現状では、現場の警察官をはじめ各員の努力と、あとは既存の装備、既存の人材の中でどうにかやりくりしているというのが現状でございます。

ですので、装備、人員など、今後にも必要な部分につきましては、ぜひ御支援を賜ればというふうに考えております。

○増永慎一郎副委員長 私たちが話す人たち

というのは、普通の一般の人たちでございます。だから、こういった警察官が足りてないとかいう話を聞けば、やっぱりちゃんと自分たちの命を守っていただけるのかとか、いろんな話が出てきますので、ぜひ、私たちも一生懸命に警察の職員を増やすことはやっていきますけれども、さらに努力していただきたいのと、他県に比べて、いろんな犯罪とか、そういった事故件数が少ないかもしれません、都会あたりに比べればですね。だから、足りて、きちんとした仕事ができるというふうに認識されているのかもしれませんが、さっき言ったように、人員が足りない分は、装備をきちんと、装備費を確保しながら、人間の手でやれないところは機械でやるとか、そういった工夫をして、ぜひ県民の信頼に応えるように、今から先も頑張りたいと思います。

以上です。

○瀧上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○瀧上陽一委員長 なければ、これで警察本部の審査を終了します。

ここで、説明員の入替えのため、しばらく休憩します。

午前10時56分休憩

午前10時59分開議

○瀧上陽一委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

これより、出納局及び各種委員会等の審査を行います。

審査は、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、議会事務局の順に説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それではまず、会計管理者から、出納局の決算概要の説明をお願いします。

手島会計管理者。

○手島会計管理者 会計管理者の手島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

出納局の令和2年度の決算概要について御説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会説明資料、出納局の1ページ、令和2年度歳入歳出決算総括表により御説明申し上げます。

当局では、一般会計及び収入証紙特別会計の2会計を所管しております。

まず、歳入の決算状況でございますが、一般会計の収入済額は1,300万円余、収入証紙特別会計の収入済額は27億8,500万円余で、ともに不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出の決算状況でございますが、一般会計の支出済額は6億1,100万円余、繰越額は5,800万円余、不用額は1,700万円余となっております。

不用額の主なものは、入札や経費節減に伴う執行残でございます。

また、収入証紙特別会計の支出済額は25億3,000万円余で、不用額は2億6,900万円余となっております。

不用額は、各種手数料等の収入実績が見込み額を下回ったことに伴う一般会計繰出金の執行残でございます。

以上が令和2年度決算の概要でございます。

詳細につきましては、各課長が御説明をいたしますので、どうぞよろしく御審議のほどいただきますようお願い申し上げます。

○淵上陽一委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○永江会計課長 会計課長の永江でございます。

す。よろしくお願いいたします。

まず、本年度の定期監査において、出納局では、会計課に指摘がございましたので、御説明申し上げます。

お手元の資料、監査結果指摘事項をお願いします。

指摘事項は、「警察本部が発注した改修工事の支払事務において、支払遅延が生じている。支払手続において、組織的なチェック体制の強化を図り、支払漏れの防止に努めること。」でございます。

事案の概要としましては、昨年9月に、警察本部より会計課に持ち込まれた運転免許センターの機器改修工事の支出命令書について、当課の担当者が支払い期限を誤認したため、処理が遅れ、支払い遅延を生じたものでございます。

対応状況でございますが、支払い遅延判明後、直ちに工事費の支払いを行いました。なお、遅延利息が400円発生しておりますが、債権者から受け取りを辞退する旨の申出がございましたので、支払っておりません。

再発防止に向けましては、資料に記載のとおり、書類受付時の内容確認及び上司による進捗管理の徹底、事務の集中によるミス等を防止するための職員間での事務分担、相互フォロー体制の強化等に取り組んでおり、適正な会計事務を指導する立場の会計課として、今後このようなことのないよう組織的なチェック体制の強化を図り、適正処理に努めてまいります。

続きまして、会計課の決算について御説明申し上げます。

決算特別委員会説明資料の2ページをお願いします。

まず、一般会計の歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

上段の国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、後ほど御説明いたします繰越事業の財源

の一部となるもので、全額を令和3年度へ繰り越し、本年5月に収入済みでございます。

次に、3ページをお願いします。

一般会計の歳出でございます。

3段目の会計管理費は、総合財務会計システムの管理経費などが主なものでございます。

翌年度への繰越しにつきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

不用額の1,165万円余は、経費節減や入札に伴う執行残でございます。

次に、4ページをお願いします。

収入証紙特別会計でございます。

この特別会計は、収入証紙の販売代金の計上及び各種手数料等の収入を効率的に配分するために設置されたものでございます。

まず、歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、5ページの歳出でございますが、一般会計繰出金は、収入証紙による手数料等の納付実績に応じて一般会計の歳入へ繰り出しているものでございます。

不用額の2億6,956万円余は、各種手数料等の収入実績が見込額を下回ったことによる執行残でございます。

最後に、繰越事業について御説明いたします。

別冊の決算特別委員会附属資料の1ページをお願いします。

総合財務会計システム管理事業のうち、各種使用料等の収納において、スマホ決済などキャッシュレス収納の導入に伴うシステム改修等の費用として、5,887万円余を繰り越しております。

これは、県民の利便性向上、さらには、現金に触れず、人との接触を減らすことができるよう、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、令和2年度2月補正予算により事業に着手しましたが、年度内に十分な事業期間を確保することができなかつたため、繰

り越したものでございます。

当事業は、本年度中の完了を予定しております。

会計課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○枝國管理調達課長 管理調達課長の枝國でございます。よろしくお願いいたします。

管理調達課の決算について御説明申し上げます。

説明資料にお戻りいただきまして、6ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、7ページのほうをお願いいたします。

一般会計の歳出についてでございます。

一番下の欄、会計管理費で400万円余の不用額が生じておりますが、これは経費節減等に伴う執行残でございます。

管理調達課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○瀧上陽一委員長 次に、人事委員会事務局長から、決算概要と資料の説明をお願いします。

青木事務局長。

○青木事務局長 人事委員会事務局長の青木でございます。よろしくお願いいたします。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

続きまして、決算の概要につきまして、お手元の決算特別委員会説明資料、人事委員会事務局に基づき御説明をいたします。

表紙をめくりまして、1ページ目でございます。

歳入歳出決算の総括表でございます。

内容につきましては、2ページ以降で御説明をいたします。

2ページをお願いいたします。

歳入につきましては、収入済額が277万7,000円で、不納欠損額、収入未済額はございません。

3ページをお願いします。

歳出につきましては、支出済額は1億6,359万9,000円で、翌年度への繰越しはございません。

不用額は938万円でございますが、内訳は、委員会費が、人件費等の執行残78万1,000円、事務局費が、新型コロナウイルス感染症の影響による旅費などの執行残及び経費節減に伴う執行残859万8,000円でございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○淵上陽一委員長 次に、監査委員事務局長から、決算概要と資料の説明をお願いします。

○西浦事務局長 監査委員事務局長の西浦でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

続きまして、決算の概要について、お手元の説明資料に基づき御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

1ページは、歳入歳出決算の総括表でございます。

歳入につきましては、該当ございません。

歳出につきましては、2ページで説明いたします。

2ページをお願いいたします。

歳出につきましては、支出済額が、委員費1,818万円余、事務局費1億5,451万円余となっております。内訳は、監査委員、事務局職員の人件費及び事務費でございます。

また、不用額のうち、委員費87万円余につきましては、人件費等の執行残、事務局費

717万円余につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、令和2年7月豪雨災害の発生に伴い、工事監査補助業務委託が実施困難であったこと及び経費節減に伴う執行残でございます。

以上、御審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○淵上陽一委員長 次に、労働委員会事務局長から、決算概要と資料の説明をお願いします。

○谷口事務局長 労働委員会事務局長の谷口でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

続きまして、決算の概要につきまして、お手元の労働委員会事務局の説明資料に基づき御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出決算総括表でございます。

左側の歳入につきましては、該当はございません。

右側の歳出につきましては、次の2ページで御説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1段目の労働委員会費の支出済額は9,952万1,000円でございます。内訳は、2段目の委員会費が、委員報酬の2,152万6,000円、3段目の事務局費が、事務局の職員給与費と委員会・事務局運営費を合わせた7,799万5,000円でございます。

不用額は、全体で438万6,000円でございますが、内訳は、2段目の委員会費が、委員報酬の執行残258万2,000円、3段目の事務局費が、職員給与費と委員会・事務局運営費を合わせた執行残180万3,000円でございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○淵上陽一委員長 次に、議会事務局長から、決算概要と資料の説明をお願いします。

○手島事務局長 議会事務局長の手島でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

続きまして、決算の概要について御説明申し上げます。

議会事務局決算特別委員会説明資料の1ページ目をお願いいたします。

歳入歳出決算総括表でございます。

詳細につきましては、2ページ以降で御説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございますが、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、繰越事業の財源の一部となるものでございますが、300万円余を令和3年度へ繰り越しております。

なお、令和3年5月に全額収入済みでございます。

2段目の諸収入の収入済額は770万円余でございます。これは、政務活動費の返還金でございます。

なお、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、3ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1段目の議会費の支出済額は12億9,800万円余で、不用額は2,000万円余でございます。

不用額の内訳でございますが、備考欄にありますように、2段目の議会費の387万円余は、現員数減による人件費等の執行残、820万円余は、コロナ禍に伴ってという事情もございしますが、委員会旅費等の執行残で、3段目の事務局費の694万円余は、事務局の運営に係る事務費の執行残でございます。

なお、事務局費におきまして、翌年度繰越

額が430万円余ございます。こちらにつきましては、詳細は後ほど御説明いたします。

続きまして、繰越事業について御説明いたします。

別冊の決算特別委員会附属資料の1ページをお願いいたします。

委員会のインターネット中継導入に伴う業務委託の費用として、430万円余を繰り越しております。

これは、新型コロナウイルス感染拡大防止を図る一方で、開かれた県議会として県民へ情報発信を行うため、常任委員会、特別委員会をネット中継するもので、年度内に十分な事業期間を確保できなかったため、繰り越したものでございます。

なお、進捗率は6%となっておりますが、現時点では必要な契約も全て終了しており、次期定例会の委員会から運用開始予定でございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○淵上陽一委員長 以上で出納局及び各種委員会等の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、これで出納局及び各種委員会等の審査を終了いたします。

これより、午後1時まで休憩いたします。

午前11時14分休憩

午後0時58分開議

○淵上陽一委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

それでは、これより、土木の審査を行います。

執行部の説明を求めた後に、質疑を受けた

と思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、土木部長から決算概要の総括説明を行い、続いて、担当課長から順次資料の説明をお願いします。

初めに、村上土木部長。

○村上土木部長 こんにちは。土木部でございます。よろしくお願いいたします。お許しを得て、着座のまま説明させていただきます。

令和2年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、土木部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

土木部関係としましては、3点の御指摘がありました。

まず1点目は、「未収金対策について、公平性の観点から、引き続き、適正な債権管理と徴収対策の推進に努めるとともに、必要に応じて外部委託を活用するなど、職員の負担軽減の取組も進めること。」についてでございます。

土木部では、平成27年度に未収金対策連絡会議を設置し、未収金の状況、催告の早期着手、財産調査の実施など、各課の取組事例及び課題等の情報共有を図り、部としての取組計画や削減目標を定め、土木部全体で未収金対策に取り組んでおります。

また、県営住宅関連の使用料につきましては、指定管理者による減免等の相談対応や会計年度任用職員による効率的な徴収の実施、さらに、納付方法の多様化にも取り組んでいくところでございます。

今後も、適正な債権管理と徴収対策に努めてまいります。

2点目は、「多額の明許繰越が生じてお

り、やむを得ない事情は理解するものの、本来、当初予算は年度内執行が原則であることを十分に踏まえ、計画的な事業執行に取り組むこと。」についてでございます。

平成28年度以降、熊本地震に関する災害復旧、復興事業が増大し、多額の繰越額が発生しております。土木部としましては、災害からの一日も早い復旧、復興のために事業の計画的な執行を図りながら、不調、不落対策にも取り組み、繰越額の削減に努めてまいりました。

しかしながら、令和2年度決算におきましても、令和2年豪雨災害等の影響により、多額の繰越額が発生している状況です。

災害からの一日も早い復旧、復興を目指し、さらに、一層計画的な事業の進捗管理を行い、繰越額の削減に取り組んでまいります。

3点目は、「国際クルーズ拠点として整備されたくまモンポート八代について、コロナ禍でクルーズ船の受入れが難しい状況にあるが、クルーズ船が寄港できないときの利活用や県民が楽しめるような取組について検討を進めること。」でございます。

くまモンポート八代につきましては、土曜、日曜、祝日のみ開園しております。これまでは熊本県民限定の入場としていましたが、明日23日からは、入場者の制限を解除し、県外からも御来園いただけることとなりました。

本年9月末には、来園者が5万5,000人を超えるなど、新たなにぎわいのスポットとなっております。

今後も、ロイヤル・カリビアン社、八代市や地元経済団体等の関係機関と連携しながら、にぎわいの場の創出に向けて、さらなる利活用を図ってまいります。

続きまして、土木部の令和2年度決算の概要について御説明いたします。

恐れ入りますが、決算特別委員会説明資料

の1ページをお開きください。令和2年度歳入歳出決算総括表でございます。

まず、歳入でございますが、最下段の計の欄のとおり、一般会計、特別会計合わせまして、収入済額が519億1,100万円余、不納欠損額は41万3,000円でございます。

不納欠損額の主なものは、県営住宅使用料であり、時効完成によるものです。

また、収入未済額は3億2,100万円余となっており、主なものは海砂利超過採取に係る過料等となっております。

なお、予算現額と収入済額との差499億2,100万円余は、主に翌年度への事業繰越しに伴う国庫支出金の減でございます。

続きまして、歳出でございますが、一般会計、特別会計合わせまして、支出済額が1,294億4,800万円余、翌年度繰越額は1,021億1,700万円余でございます。

繰越理由の主なものとしましては、事業計画策定に当たって地元住民や関係機関などとの調整に時間を要したことなどによる工期不足、また、昨年7月の豪雨災害に伴う災害復旧工事等の増加によるもので、やむを得ず令和3年度へ繰り越したものであり、現在、その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

また、不用額は54億8,500万円余となっており、主な理由としましては、事業費確定に伴う執行残によるものでございます。

以上、令和2年度土木部歳入歳出決算の概要につきまして、総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては、関係課長から説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○淵上陽一委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○森山監理課長 監理課でございます。

まず最初に、土木部の定期監査における指

摘事項はございません。

それでは、決算の概要につきまして御説明いたします。

説明資料2ページをお願いします。

一般会計の歳入についてでございます。

2ページから4ページにかけては使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、諸収入がございますが、いずれも不納欠損額はございません。4ページの諸収入において27万9,000円の収入未済額がございます。内容につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

次に、5ページをお願いいたします。

一般会計の歳出についてでございます。

3段目の土木総務費におきまして1,890万7,000円の不用額を生じておりますが、主に熊本地震及び令和2年7月豪雨に係る都道府県派遣職員負担金の執行残でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

2段目の建設業指導監督費におきまして1,768万9,000円の不用額を生じております。この不用額の主なものとしましては、建設産業新3K推進プロジェクト事業でございますが、新型コロナウイルスの影響で、一部事業が実施できなかったこと等による執行残でございます。

続きまして、附属資料をお願いします。

附属資料の253ページをお願いします。

過年度収入の年度後返納について、27万9,000円の収入未済額がございます。内容は、職員に対する過払い給与の未返還によるものです。

具体的には、土木部の職員の被扶養者が、厚生年金等の受給開始に伴い、扶養手当の対象外となり、扶養手当等の過払いが発生しました。この過払いについて、返還請求を行うとともに、説明を重ねてまいりましたが、当該職員が返還に納得しなかったため、収入未済となっているものでございます。当該職員に対して支払いの督促を行いました。異議

申立てがなされ、民事訴訟法の規定により訴訟に移行し、現在、訴訟継続中でございます。

監理課の説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○林田用地対策課長 用地対策課でございます。

決算の概要について御説明いたします。

説明資料の7ページをお願いいたします。

一般会計の歳入について説明いたします。

使用料及び手数料について、不納欠損額、収入未済額とにもございません。

予算額に対して収入済額が15万8,000円の減となっております。これは、備考欄に記載のとおり、起業者からの収用に係る申請がなかったためでございます。

次に、資料の8ページをお願いいたします。

一般会計の歳出について説明いたします。

土木総務費で568万6,000円の不用額が生じております。これは、備考欄に記載のとおり、収用手续に係る事務費等の執行残等でございます。

続きまして、資料の9ページをお願いいたします。

用地先行取得事業特別会計の歳入について説明いたします。

上段の財産収入、下段の繰越金について、いずれも不納欠損額、収入未済額とにもございません。

下段の繰越金については、予算額に対して8,281万6,000円の増となっております。これは、備考欄に記載のとおり、前年度の用地先行取得事業の実績に伴う繰越金の増でございます。

続きまして、資料の10ページをお願いいたします。

特別会計の歳出です。

公債費について、不用額はございません。

用地対策課の説明は以上でございます。よ

ろしくお願ひいたします。

○桑元土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

決算について御説明いたします。

委員会説明資料の11ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

1段目の財産収入、4段目の諸収入ともに不納欠損額、収入未済額はございません。

5段目の諸収入の派遣職員負担金ですが、予算現額と収入済額との差は1,821万5,000円の増となっております。

これは、備考欄に記載のとおり、南阿蘇村及び西原村への派遣職員に係る負担金によるものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

資料の12ページをお願いいたします。

土木総務費におきまして463万5,000円の不用額が生じております。主な理由は、CALS/EC事業及び公共工事品質向上対策事業に関する入札等に伴う執行残でございます。

続きまして、翌年度の繰越しについて御説明いたします。

附属資料の1ページをお願いいたします。

CALS/EC事業費で3,000万円を繰り越しております。繰越しの理由といたしまして、施設管理データベースシステムの仕様について、国土交通省等の調整に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。

なお、この業務は、今年度中に完了の予定でございます。

以上で土木技術管理課の説明を終わります。以上、よろしくお願ひいたします。

○森道路整備課長 道路整備課でございます。

決算について御説明いたします。

説明資料の13ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

主な内容について御説明します。

表の1段目をお願いします。

土木費負担金ですが、予算額に対して8,138万円の減となっております。

これは繰越しに伴うものでございます。

表の上から4段目をお願いします。

土木費国庫補助金ですが、予算額に対し、92億4,656万3,000円の減となっております。これは、繰越し及び事業費確定に伴うものでございます。

次に、14ページをお願いします。

上から2段目の諸収入ですが、予算額に対し、1,240万円の減となっております。

これは、事業費確定に伴うものでございます。

なお、上から5段目の損害弁償金ですが、これは、橋梁工事の設計に誤りが判明し、その対策工事に要する費用について、設計を実施したコンサルタントから弁償金として受け入れるものでございまして、事業費の確定に伴い、予算額に対して733万2,000円の減となります。

次に、歳出について御説明いたします。

15ページをお願いします。

2段目の道路橋りょう総務費の不用額は8,753万9,000円でございます。

これは、直轄事業負担金の事業費確定による執行残などでございます。

16ページをお願いします。

1段目の道路新設改良費の不用額は、6億6,796万4,000円でございます。

これは、地域道路改築費や単県道路改築費の事業費確定による執行残などによるものでございます。

以上が一般会計における歳入歳出でございます。

続きまして、翌年度への繰越し事業に関しまして、附属資料で御説明いたします。

道路整備課につきましては、附属資料の2ページから54ページまで記載しておりますが、53ページをお願いいたします。

道路整備課の明許繰越しの合計は、最下段の左から1列目のとおり、394か所で、明許繰越しの額は、5列目のとおり、178億9,414万1,000円でございます。

繰越しの理由といたしましては、地元住民や交通管理者など関係機関との協議調整や用地補償交渉の難航などに不測の日数を要したことなどにより、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。

次に、54ページをお願いします。

道路整備課の事故繰越しは、最下段の左から1列目のとおり、2か所で、事故繰越しの額は、5列目のとおり、9,147万8,000円でございます。

繰越しの理由といたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、電柱の移転や工法変更に伴う借地契約に係る協議に不測の日数を要したため、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。

繰越し事業につきましては、現在工事は順調に進んでおりまして、年度内に全ての工事が完了する予定でございます。

以上で道路整備課の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○緒方道路保全課長 道路保全課でございます。

決算について御説明いたします。

説明資料の17ページをお願いいたします。

主な内容について御説明いたします。

1段目の分担金及び負担金につきましては、予算額に対し、4,480万1,000円の減となっております。これは、主に4段目の道路施設保全改築費負担金の繰越し及び事業費の確定に伴うものでございます。

18ページをお願いします。

1段目の使用料及び手数料につきましては

は、予算額に対し、974万7,000円の増となっております。

これは、主に2段目の道路占用料、実績増によるものでございます。

また、道路占用料において3,000円の収入未済額があります。内容につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

4段目の国庫支出金につきましては、予算額に対し、66億6,230万1,000円の減となっております。これは、主に最下段の社会資本整備総合交付金における工事の繰越し及び事業費の確定に伴うものでございます。

19ページをお願いします。

1段目の財産収入につきましては、予算額に対し、370万5,000円の増となっております。

これは、主に2段目の土地売払収入の実績増に伴うものでございます。この内容につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

次に、5段目の諸収入ですが、予算に対し、979万9,000円の増となっております。

これは、主に6段目の路側構造物整備費負担金の事業費確定に伴う減及び7段目、雑入の増によるものでございます。

歳入につきましては以上です。

次に、歳出について御説明いたします。

20ページをお願いいたします。

2段目の道路橋りょう総務費の不用額の762万円の主な理由は、人件費の執行残及び道路管理事業における道路賠償責任保険の入札に伴う執行残等によるものでございます。

3段目の道路維持費の不用額1,971万9,000円の主な理由は、単県道路維持修繕費における積雪対策費等の執行残によるものでございます。

21ページをお願いいたします。

道路新設改良費の不用額9億1,304万8,000円の主な理由は、道路施設保全改築費の事業費確定に伴う執行残によるものでござい

ます。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、翌年度の繰越事業につきましては、附属資料で御説明いたします。

道路保全課につきましては、附属資料の55ページから152ページまで記載しておりますが、152ページをお願いいたします。

道路保全課の明許繰越しの合計は、最下段のとおり、681か所、146億7,913万8,000円でございます。

繰越しの主な理由といたしましては、計画の策定、工法の検討等不測の日数を要したことにより、やむを得ず繰り越したもので、現在、その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

収入未済に関する調べにつきましては、附属資料の254ページを御覧ください。

収入未済の理由につきましては、1段目、備考欄に記載のとおり、許可受者は、県外在住者で一時的に不在のため、連絡ができなくなったためです。

なお、6月に所在を確認し、既に収入済みとなっております。

最後に、県有財産の処分状況につきましては、附属資料の265ページのここにありますが、一覧表のとおりでございます。

以上で道路保全課の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○山内都市計画課長 都市計画課でございます。

まず、決算につきまして御説明いたします。

資料、22ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

主な内容について御説明いたします。

1段目の分担金及び負担金ですが、予算額に対し、657万円の増となっております。これは事業費確定に伴うものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。

下から2段目の国庫支出金でございますが、予算額に対し、38億2,208万5,000円の減となっております。これは、最下段の市町村都市災害復旧・指導監督事務費負担金と、次の24ページをお願いいたします。2段目の社会資本整備総合交付金の繰越し及び事業費確定に伴うものでございます。

次に、下から2段目の繰入金でございますが、予算額に対しまして、509万4,000円の減となっております。これは事業費確定に伴うものでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

3段目の諸収入でございますが、予算額に対し、8,207万9,000円の減となっております。これは、主に4段目の都市計画関係受託事業収入で、繰越し及び事業費確定に伴うものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

26ページをお願いいたします。

2段目の景観整備費の不用額988万3,000円は、緑化景観対策事業並びに民間施設緑化推進事業の事業費確定に伴うものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。

1段目の土地区画整理費の不用額3,390万4,000円は、土地区画整理事業費の事業費確定に伴うものでございます。

2段目の街路事業費の不用額1億2,776万5,000円は、街路整備事業費の事業費確定に伴うものでございます。

次に、29ページをお願いいたします。

2段目の都市災害復旧費の不用額3,941万円は、市町村災害復旧指導監督事務費の事業費確定に伴うものでございます。

以上が一般会計における歳入、歳出でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業につきまして、附属資料で御説明いたします。

都市計画課の繰越事業につきましては、附

属資料の153ページから162ページに記載しておりますが、160ページをお願いいたします。

都市計画課の明許繰越しの合計は、最下段のとおり、35か所で70億1,903万9,000円でございます。

繰越しの主な理由といたしましては、関係機関との協議調整や建物移転に係る補償交渉等に不測の日数を要したことにより、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

次に、162ページをお願いいたします。

都市計画課の事故繰越しの合計は、最下段のとおり、8か所で6億7,056万3,000円でございます。

繰越しの主な理由といたしましては、宅地乗り入れ位置等に係る地権者との合意形成に不測の日数を要したため、やむを得なく次年度へ繰り越したものでございます。

繰越事業につきましては、現在その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

以上で都市計画課の説明を終わらせていただきます。

○仲田下水環境課長 下水環境課でございます。

まず、決算について御説明いたします。

委員会資料の31ページをお願いします。

31ページから32ページまでが一般会計の歳入ですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

主な内容について御説明します。

31ページの2段目の国庫支出金ですが、予算に対して2億848万7,000円の減となっておりますのは、3段目の市町村都市災害復旧指導監督事務費負担金、6段目の農山漁村地域整備交付金、次に、32ページをお願いいたします。4段目の農村生活環境施設復旧費補助の繰越しに伴うものなどでございます。

32ページ、5段目の繰入金ですが、予算に対して2,002万6,000円の減となっております

のは、グリーン電力価値売却収入に伴う流域下水道事業特別会計からの繰入金や事業費確定に伴うものでございます。

続きまして、33ページから36ページまでが一般会計の歳出でございます。

33ページをお願いいたします。

最下段の環境整備費の不用額3,208万3,000円は、主に浄化槽整備事業の執行残によるものでございます。

次に、35ページをお願いいたします。

1段目の都市計画総務費の不用額2,154万8,000円は、主に経費節減に伴う執行残でございます。

以上が一般会計における歳入、歳出でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業について御説明いたします。

附属資料の163ページをお願いいたします。

下水環境課における繰越事業につきましては、163ページから164ページに記載しております。

164ページをお願いいたします。

一般会計につきましては、164ページの最下段のとおり、11か所で2億1,510万1,000円の繰越しとなっております。

主な理由としましては、入札不調による計画変更見直しの検討や電気機械設備の実施設計に不測の日数を要したため、やむを得ず次年度に繰り越したものでございます。

なお、一般会計における繰越事業につきましては、全て令和3年度内に完了予定でございます。

下水環境課の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○菰田河川課長 河川課でございます。

歳入歳出決算について御説明いたします。

まず、歳入についてですが、説明資料の37ページをお願いいたします。

1段目の分担金及び負担金につきましては、海岸事業に伴う市町村の分担金ですが、不納欠損額及び収入未済額はありません。

次に、5段目の使用料及び手数料につきましては、不納欠損額は4,000円、収入未済額が243万円となっております。

それぞれの内容につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

続きまして、39ページをお願いします。

1段目の国庫支出金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございませんが、予算現額と収入済額との比較で203億4,534万1,000円の減となっております。これは、繰越し及び事業費確定に伴うものです。

この繰越しにつきましても、後ほど附属資料で御説明いたします。

次に、41ページをお願いいたします。

2段目の諸収入ですが、不納欠損額はございませんが、収入未済額が3億487万円となっております。

この収入未済につきましても、後ほど御説明いたします。

続きまして、歳出について御説明いたします。

44ページをお願いいたします。

2段目の河川海岸総務費につきまして2億24万4,000円の不用額が生じています。これは、主に河川管理費、国直轄事業の事業費確定に伴う執行残によるものです。

45ページをお願いいたします。

1段目の河川改良費につきまして3億7,560万9,000円の不用額が生じています。これは、主に河川改良費、単県河川等災害関連事業の事業費確定に伴う執行残によるものです。

46ページをお願いします。

1段目の海岸保全費につきまして5億4,617万8,000円の不用額が生じています。これは、主に海岸保全費の事業費確定に伴う執行残によるものです。

47ページをお願いいたします。

1段目の土木災害復旧費で11億8,694万3,000円の不用額が生じています。これは、2段目の河川等補助災害復旧費及び48ページ、2段目の河川等単県災害復旧費の額の確定に伴う執行残によるものです。

以上が歳入歳出決算に関する説明となります。

続きまして、別冊の附属資料にて繰越事業の説明をさせていただきます。

明許繰越しにつきましては、附属資料の165ページから204ページに掲載しております。

204ページをお願いいたします。

204ページ、最下段の合計欄に記載しておりますとおり、河川課の明許繰越しの合計は、1,578か所、397億5,355万6,000円となっております。

そのうち、令和2年7月豪雨等を起因とする現年発生の災害復旧事業が約6割を占めておりますが、工事用資材等の運搬の選択に当たり地元との調整に時間を要したことや、その他事業におきまして関係機関との工法選択や計画策定時の協議、また、用地取得の遅れなど、これらの調整や手配等に時間を要したことにより、やむを得ず次年度へ繰り越したものです。

次に、事故繰越につきまして、205ページから206ページに掲載しております。

206ページをお願いいたします。

206ページ、最下段の合計欄に記載しておりますとおり、河川課の事故繰越の合計は17か所、4億9,271万1,000円となっております。

その主な理由としまして、関係機関等との協議調整に不測の時間を要したもののや、令和2年7月豪雨の労働需要の増加により、施工業者の人員確保が困難となり、工事の施工期間に不測の日数を生じたため、次年度へ事故繰越したものです。

なお、いずれも、今年度中に完了する予定です。

続きまして、収入未済額について御説明いたします。

255ページをお願いいたします。

収入未済額につきましては、上段、表の右から4列目に記載しておりますが、1段目の河川敷占用料で2万7,000円、2段目の土石採取料で240万2,000円、3段目の雑入で3億487万円の収入未済が生じております。

これらの理由につきましては、256ページの上段にあります、3、収入未済額の状況を御覧ください。

まず、1段目の河川敷占用料で7件の収入未済がございます。

理由としましては、経営不振によるものが2件、うち、分納中が1件、破産手続中が1件です。また、所在不明によるものが2件、督促等を行いました、非協力的によるものが3件となっております。

次に、2段目の土石採取料で、1件の収入未済がございます。

理由としましては、その他が1件で、その内容としましては、経営不振によるものです。

雑入の3段目、海砂利超過採取に係る過料及び4段目、海砂利超過採取に係る不当利得、どちらも同一の債務者によるもので、計5件の収入未済がございます。

理由としましては、その他の5件となっており、その内容としましては、会社代表者の死亡によるものが2件、会社の経営不振によるものが3件となっており、うち1社については分納がっております。

占用料等の使用料の未収金につきましては、これまで出先機関とも連携しながら徴収に努めているところでございますが、引き続き、未収金の解消に向けて、納付指導等に取り組んでまいります。

また、過料等の雑入の未収金につきましては、平成22年度と平成24年度に判明した民間

業者による海砂利の違法採取に起因するもので、資料に数字の記載はございませんが、過料等の全体額は3億2,400万円余でございました。そのうち、令和2年度末までに2,000万円余が納付されている状況です。

いずれの事業者も経営状況が厳しく、また、財産調査の結果でも全額の納付が可能な状況ではありませんでした。

徴収が厳しい状況ではありますが、今後、引き続き事業者への訪問を行うなど、粘り強く徴収に取り組んでまいります。

最後に、不納欠損額につきまして、261ページを御覧ください。

使用料の不納欠損額として、河川敷占用料で4,000円が生じております。

理由としましては、平成27年度の河川敷占用料についての時効期間満了による債権消滅によるものでございます。

以上で河川課の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○原港湾課長 港湾課でございます。

まず、決算について御説明いたします。

説明資料の49ページを御覧ください。

港湾課は、一般会計のほか、港湾整備事業特別会計及び臨海工業用地造成事業特別会計の2つの特別会計について御説明します。

まず、歳入につきましては、記載の分担金及び負担金に不納欠損額、収入未済額はございません。

50ページをお願いいたします。

最上段の使用料及び手数料において16万9,000円の不納欠損額があります。

内容については、後ほど附属資料で御説明します。

4段目の国庫支出金に不納欠損額、収入未済額はございません。

予算現額と収入済額との比較の15億6,723万7,000円の減につきましては、繰越し及び事業費確定によるものです。

52ページをお願いします。

2段目からの財産収入、繰越金に不納欠損額、収入未済額はございません。

53ページをお願いします。

諸収入につきましても、不納欠損額、収入未済額はございません。

54ページをお願いします。

歳出について御説明します。

2段目の港湾管理費で678万7,000円の不用額が生じています。これは事業費確定に伴う執行残によるものです。

55ページをお願いします。

記載の港湾建設費で2,859万4,000円の不用額が生じています。これは事業費確定に伴う執行残によるものです。

56ページをお願いします。

最上段の空港管理費で1,848万3,000円の不用額、3段目の港湾補助災害復旧費で1億8,237万4,000円の不用額が生じています。これは事業費確定に伴う執行残によるものです。

58ページをお願いします。

港湾整備事業特別会計について御説明します。

歳入につきましては、最上段の使用料及び手数料において6万5,000円の収入未済額があります。

内容については、後ほど附属資料で御説明します。

4段目からの国庫支出金、繰入金に不納欠損額、収入未済額はございません。

59ページをお願いします。

最上段の繰越金につきましても、不納欠損額、収入未済額はございません。

2段目の諸収入において267万円の収入未済額があります。

内容については、後ほど附属資料で説明いたします。

最下段の県債に不納欠損額、収入未済額はございません。

60ページをお願いします。

歳出について御説明いたします。

2段目の施設管理費において、1,780万1,000円の不用額が生じています。これは事業費確定に伴う執行残によるものです。

61ページをお願いします。

臨海工業用地造成事業特別会計について御説明します。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はありません。

62ページをお願いします。

歳出について御説明します。

記載の熊本港臨海用地造成事業費で198万7,000円の不用額が生じています。

これは事業費確定に伴う執行残によるものです。

以上で、一般会計、特別会計の歳入、歳出に関する説明を終わります。

続きまして、附属資料について御説明します。

まず、繰越しについて御説明いたします。

附属資料の207ページから218ページが港湾課に係る繰越し事業でございますが、217ページをお願いいたします。

最下段のとおり、一般会計の明許繰越しは68か所、49億4,434万4,000円で、理由としましては、工法の選択等に不測の日数を要したことなどでございます。

218ページをお願いします。

最下段のとおり、港湾整備事業特別会計の明許繰越しは6か所、4億196万2,000円で、理由としましては、関係者との協議に不測の日数を要したことなどでございます。

なお、いずれも今年度中に施工を完了する予定です。

257ページをお願いします。

続きまして、収入未済について御説明します。

港湾整備事業特別会計で、最上段のとおり、使用料及び手数料のうち、重要港湾使用

料で6万5,000円の収入未済額があります。

その理由は、債務者の業績不振です。

また、2段目の諸収入のうち、雑入で267万円の収入未済額があり、その理由は、債務者の業績不振によるものが1件、督促を行うも非協力的であるものが1件となっています。

なお、未収金対策につきましては、258ページをお願いします。

債務者に対し、分納誓約書による分割納付指導等を継続中です。

今後も、四半期ごとに進捗状況を確認し、未収金解消に向けた対策の検討を行ってまいります。

262ページをお願いします。

最後に、不納欠損について御説明します。

一般会計の使用料及び手数料の不納欠損額として、港湾区域占用料で16万9,000円が生じております。これは、平成27年度の港湾区域占用料が未収金となっていたもので、申請者は死亡し、相続人にも支払い能力がなかったことから、令和2年4月に時効期間の5年が満了し、県の債権が消滅したことによるものでございます。

以上で港湾課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○松田砂防課長 砂防課でございます。

決算について御説明します。

説明資料の63ページをお願いします。

まず、歳入について御説明します。

不納欠損額、収入未済額はございません。

最下段から3段目の国庫支出金につきまして、予算に対しまして、78億1,883万6,000円の減となっております。これは、社会資本整備総合交付金や災害関連緊急砂防事業補助などにおける繰越し及び事業費確定によるものでございます。

66ページをお願いします。

歳出について御説明します。

上から3段目の砂防費につきまして、不用額が6億8,643万5,000円生じております。主な理由は、事業費の確定により執行残が生じたものでございます。

続きまして、繰越しについて御説明します。

附属資料をお願いします。

砂防課につきましては、219ページから244ページにかけて明許繰越しを記載しておりますが、244ページをお願いします。

最下段のとおり、令和3年度への繰越額は、合計で198か所、148億6,825万3,000円でございます。

主な理由としましては、砂防堰堤の構造決定に当たり、国との協議に不測の日数を要したなどにより、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

次に、245ページから247ページにかけて事故繰越しを記載しております。

247ページをお願いします。

最下段のとおり、令和3年度への事故繰越しは、合計で10か所、2億1,740万6,000円でございます。主な理由としましては、令和2年7月豪雨の影響で、資材運搬路が被災したことなどにより、工事施工に不測の日数を要したことなど、やむを得ず次年度へ事故繰越しを行ったものでございます。

なお、いずれも今年度中に施工完了する予定でございます。

以上で砂防課の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○橋本建築課長 建築課でございます。

まず、決算について御説明いたします。

説明資料の68ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

1段目以降の使用料及び手数料につきましては、収入済額が、予算現額に対して1,074万4,000円の減となっております。これは、

4段目の建築確認申請手数料における熊本地震の復興需要の落ち着きに伴う建築確認申請の減少や、熊本地震及び7月豪雨災害の被災者に対する減免措置に伴う減が主な理由となっております。

次に、71ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

上から3段目の建築指導費における不用額2,256万6,000円につきましては、主に住宅耐震化支援事業の事業費確定に伴う執行残でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業につきまして附属資料で説明いたします。

建築課につきましては、附属資料の248ページ、249ページに記載しております。

249ページの最下段のとおり、建築課の令和3年度への繰越しの合計は、6か所、693万3,000円でございます。

繰越しの主なものとしましては、まず、248ページ、3段目に記載している地域復興拠点づくり事業費でございます。仮設住宅団地に建つみんなの家の移築等の利活用促進を行っておりますが、益城町及び西原村のみんなの家利活用基礎資料の作成に伴い、町や村、地元住民との調整に時間を要したため、やむなく繰越しを行ったものでございます。

次に、6段目にあります建築物防災対策推進事業費でございます。

水俣市におきまして、要緊急安全確認大規模建築物への耐震化助成を行っておりますが、民間の大規模建築物の解体工事実施に伴う水俣市及び建築所有者等関係者との調整に時間を要したため、やむなく繰越しを行ったものでございます。

建築課は以上です。よろしく申し上げます。

○緒方営繕課長 営繕課でございます。

説明資料の72ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

繰越金がございますが、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、73ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

土木総務費の不用額8,343万3,000円につきましては、主に県有施設の改修等に係る工事請負費や設計管理委託料の入札に伴う執行残及び事務費の執行残でございます。

続きまして、翌年度への繰越しにつきまして、附属資料で御説明いたします。

営繕課につきましては、附属資料の250ページから251ページに記載しております。

251ページをお願いいたします。

営繕課の令和3年度への繰越しの合計は、表最下段のとおり、県有施設保全改修費で13か所、合計3億8,745万6,000円となっておりますが、関係機関との協議等に不測の日数を要したため、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。年度内に事業執行完了の予定でございます。

営繕課は以上でございます。よろしく御願いたします。

○折田住宅課長 住宅課でございます。

決算の概要について御説明いたします。

説明資料の74ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

1段目の使用料及び手数料ですが、不納欠損額が23万9,000円、収入未済額が1,164万5,000円となっております。

使用料の内訳として、3段目に県営住宅使用料、4段目に駐車場などの県営住宅用地使用料を記載しております。

不納欠損額と収入未済額の状況につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

75ページをお願いいたします。

1段目の国庫支出金ですが、予算現額と収入済額の比較で2億80万円の減となっております。これは、2段目の社会資本整備総合交付金の繰越し及び事業費確定に伴うもので

す。

次に、最下段から77ページにかけまして財産収入、繰越金、諸収入がございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、歳出について御説明いたします。

78ページをお願いいたします。

上から2段目の住宅管理費の不用額2,022万1,000円の主な理由は、訴訟に係る訴訟費用の執行残、県営住宅維持補修費の事業費確定に伴う執行残でございます。

3段目の住宅建設費の不用額6,485万1,000円の主な理由は、高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費の事業費確定に伴う執行残、公営住宅ストック総合改善事業費の事業費確定に伴う執行残でございます。

続きまして、繰越事業及び収入未済額の状況について、附属資料で御説明いたします。

資料の252ページをお願いいたします。

まず、繰越事業について御説明いたします。

住宅課の明許繰越しの合計は、最下段に記載のとおり、4億4,543万円でございます。

繰越しの主な理由といたしましては、計画変更の検討、設計変更の不測の日数を要したこと、また、建築基準法に係る特定行政庁との協議に不測の日数を要したことにより、やむを得ず繰り越したものでございます。

次に、収入未済の状況について御説明いたします。

259ページをお願いいたします。

1の歳入決算の状況の1段目、県営住宅使用料で1,114万7,000円、2段目の県営住宅用地使用料で49万8,000円の収入未済が生じております。

これらの理由は、県営住宅入居者の方が収入の低下等により生活困窮の度合いが増し、収入未済となったケースや、既に県営住宅を退去した方々の滞納が主な原因です。

260ページをお願いいたします。

令和2年度の未収金の対策を記載しております。

県営住宅使用料について、入居者対策としては、③の職員による電話催告や分納指導、④の3か月以上の滞納者への催告及び当該催告に応じない滞納者の連帯保証人への通知等を重点的に取り組んでおります。

また、退去者対策としては、④の分納誓約の実施を重点的に取り組んでおります。

引き続き、様々な事情を抱える入居者の方々の話をお聞きし、場合によっては減免制度を利用するなどの配慮も行いながら、歳入確保及び公平性の観点から、未収金対策に取り組んでまいります。

最後に、不納欠損について御説明いたします。

263ページをお願いいたします。

県営住宅使用料に23万2,000円の不納欠損が生じております。これは消滅時効完成による債権消滅によるものでございます。

264ページをお願いいたします。

県営住宅用地使用料に6,000円の不納欠損が生じております。これも消滅時効完成による債権消滅によるものでございます。

以上で住宅課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○淵上陽一委員長 以上で土木部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○池田和貴委員 港湾課にちょっとお伺いします。

これ、すみません、説明あったかどうか、ちょっと分からないんですけれども、これ、確認の意味があります。

歳入で、ちょっとごめんなさい。ページが

どこかな。すみません、ちょっともう一回調べてから……。

○山本伸裕委員 建築課、アートポリス推進事業についてお尋ねしたいんですけども、甲佐の災害公営住宅でいろいろと不具合が出てきまして、やっぱり災害公営住宅といたら、やっぱりついの住みかですよ。それで、そこがやっぱり住み心地優先でやっぱり当然建てられるべきだろうと思うんですけども、個人的には、そこが何でアートポリスなのかなという思いはあるんですけども、いろいろとその設計上の不具合とか、あるいはその工事上の不具合とかあったわけですよ。これから恐らく、私もちょっと実際見ましたですけども、住んでいく中で、もう明らかに、これ、やっぱりちょっと設計上のミスじゃないかって思われることから、いろいろ問題が出てくるんじゃないかという予想もしてるんですけども、そういったことに対して、これは県が発注しているわけですから県が責任持って補修するのか、そのアートポリスでやって、いろいろな不具合が出たことに対してどう検証しているのか、そこら辺ちょっと聞かせていただければと思いますけれども。

○橋本建築課長 甲佐のアートポリスというか、公営住宅、災害復興住宅に関して不具合が生じたことにつきましては、誠に申し訳ないと思っております。

その件につきましては、施工者のほうと協議をして、対応のほうを、例えばラワン合板が黒ずんでいるとか、そういったところについては対応していただいているというところでありまして。

○折田住宅課長 災害公営住宅で不具合というものが見つかったことに対しまして、昨年度、その補修と申しますか、行ったところで

ございます。一旦それについては、今私どもとしては解決して、市町村のほうにお渡ししているというところでございます。

今後、何か不具合あたりが出てきたときに、私どものほうも一緒に甲佐町のほうと話し合いをしまして、そこは一緒に解決をしていきたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

○山本伸裕委員 最初言いましたように、やっぱり災害公営住宅と言えば、もうついの住みかというようなことで、やっぱりもう住みやすさというか、これから居住されている方が、だんだんだんだん高齢化していく中で、いろいろちょっと住みにくいなっていうようなことが出てくるんじゃないかなって予想されるところも多々ちょっと設計上の問題とかで感じているんですけども、それは、今回の問題発覚を教訓に、今後も、災害公営住宅の建て方として、アートポリスの事業の中でやっていくのか、そこら辺はどういうふうに考えておられるんでしょうか。

○折田住宅課長 今の災害公営住宅、7月豪雨のほうで幾つかの市町村で検討しているところですけども、今のところアートポリスの事業というところの話はありませんので、熊本地震のときにアートポリス事業が幾つか行われたというような状況でございます。

○山本伸裕委員 豪雨災害でも、みんなの家でアートポリスで建ててるでしょう。だから、今後、災害公営であるとか、みんなの家であるとか、そういうところに利用するのかなというふうに思ったもんだから聞いたんですけども、今後もそういうことで考えていくのかどうか。

○橋本建築課長 アートポリス事業につきましては、みんなの家ということもありまし

て、いろんな方の関係者に関して、ワークショップ等を開いて、間取りとかデザインとかも決めていっているという状況をやっておりますので、一方的に、建築課が、デザインでこれしていくというようなお話ではなくて、住民の意見を十分取り入れた上で進めていっておりますので、その辺のところは御了承いただければと思います。よろしく願いいたします。

○山本伸裕委員 分かりました。被災者優先でよろしく願います。

○池田和貴委員 すみません、見つけました。58ページでした。

港湾整備事業特別会計、地方港湾使用料が、予算現額2億4,895万1,000円、予算現額と収入済額の比較が1億162万円ってことで、備考に実績減って書いてあるんですね。かなり収入が減ってるんで、これ、あれだったですかね、ちょっと説明聞き漏らしてたら申し訳ないんですけども、これ、たしかコロナ関係で港湾使用料の減免かなんかした、それがあったんで、この1億円も減額してたんですけど、すみません、ちょっとそこを確認したかったんで。

○原港湾課長 港湾課です。

コロナで使用料が減った分については減免して、その分、コロナ交付金を充当する形にしていますんで、ちょっとその減とは直接関係ないと思います。ちょっと調べさせていただきます。

○池田和貴委員 分かりました。すみません、かなり1億円も収入が減ったということなんで、少しその辺は丁寧に説明していただければありがたいと思いますので、後で、じゃあ説明をよろしく願いしたいと思います。

○原港湾課長 分かりました。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

○島田稔委員 土木部長から、冒頭、当初予算は年度内に執行するのが原則であるというふうに言われました。令和2年度決算においても、豪雨災害等の影響によって多額の繰越額が出たんだという御挨拶あったんですが、一つの、全然触れてないんですが、私が思うには、財政課長にもちょっとお尋ねしたんですけども、令和2年の3月に知事選挙があったんですね。我々は、新しい知事が執行権の役割を担うわけで、従って、6月が骨格予算と、当時はですよ。9月が政策予算なんだということで、ただ、7月豪雨が発生して、9月じゃなくて12月が、言わば政策的な予算だったと。年が明ければもう1月、言わば年度内は3か月しかない。そういった部分の原因もあるのかなと個人的には思っておりますけれども、そこら辺いかがですか。

○村上土木部長 私が冒頭説明した内容で、昨年度の指摘事項の2点目ということで、明許繰越しが多い。それ、本来的には、当初予算は年度内執行が原則であるという御指摘を昨年度もいただいたところでございます。

今の島田委員がおっしゃいましたように、確かに、今度は、令和2年度決算につきましては、選挙等の関係で予算づけが遅くなったのは確かでございます。

ただ、もう一つは、やっぱり災害もありますけれども、私たちにとって非常に大きな予算がもう一つありますのが、国土強靱化予算でございます。国会の関係で、やっぱり年末か正月っていうところでの予算づけがなされておりますので、どうしても執行が翌年度にかかってしまうっていうのがございませ

て、本来的には、単年度財政主義っていうのが、だんだんだんだんそういう関係で最近遅くなってきているのが現状であると、私たちは今考えているところでございます。

以上です。

○島田稔委員 ほかの部門、例えば、国の3次補正とかになると、どうしても年明けになって、年度内無理なんだというふうな説明も頻繁に受けたところですけれども、そんな事情もあるかと思えますけれども、分かりました。ありがとうございました。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

○前田憲秀委員 説明ありがとうございました。

説明資料の74ページ、住宅課さんで、県営住宅の使用料の収入未済ですけれども、今年、令和2年度、1,110万円余という御説明がありました。附属資料の259ページを見て、2番で、過去3年間の推移というのが載っているんですが、平成30年度は、現年度分で65万9,000、令和元年で710万、令和2年で690万と、令和になって、どおんと増えているイメージなんです。現年度。これは何か影響というか、理由があるんですかね。

○折田住宅課長 住宅課でございます。

令和元年度から、やはりコロナの影響が非常に広範的に出てきたというところがあるかと思えます。実際、私ども、令和2年の2月からですか、やはり対応としまして、家賃の減免の当月付の執行とか、あるいは書類の簡素化とかいうのは図ってきたところでございます。やはりコロナの影響が少し出ているかなというところでございます。

○前田憲秀委員 令和元年が710万なんです

よね。令和2年がもうちょっと増えているなら今の御説明も理解できるんですが、コロナですか。

○折田住宅課長 令和2年度は、特にコロナがひどい状況で、収入も減られた方が非常に多かったものでございます。先ほど申しました減免の件数も100件ほど増える、あるいは生活確保給付金への誘導とか、そういうものを行っているところでございます。令和元年の額が——令和2年度が増えている。

○前田憲秀委員 附属資料の259ページの2番、収入未済額の過去3年間の推移というのがありますでしょう。県営住宅使用料で、平成30年度は、現年度分65万9,000円、令和元年の分は717万9,000円にどおんと増えてるんですよ。令和2年度が694万9,000円。コロナというのであれば、令和2年度は分からないでもないんですけども、令和元年にどおんと710万になってますから、ここ、何か理由があるんでしょうかというお尋ねなんですよ。

○折田住宅課長 住宅課でございます。

その分析というのは、やはりじわじわとコロナの影響があったというふうに今考えているところでございます。

○前田憲秀委員 私の記憶では、平成30年度まで少しずつ未済は減ってたんじゃないかなってイメージがあるんですよ。元年度にどおんと、これ、倍以上、10倍ですよ、現年度の未済額だけでも。

○折田住宅課長 ちょっと今手元にその分析した資料ございませんで申し訳ございません。ちょっと勘違いしておりました。申し訳ございません。

○前田憲秀委員 分かったらお願いします。

○折田住宅課長 承知しました。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

○増永慎一郎副委員長 関連していいですか。

住宅課に聞きます。

県営住宅、今県内に幾つぐらいあって、そのうち、熊本市に幾つあるのか、ちょっと教えていただけますか。熊本市だけでもいいですけれども、何割ぐらいが熊本市にあるのか。

○折田住宅課長 今県営住宅は全体で524ございます。市内に約6,000ほどございます。ちょっとお待ちください。申し訳ございません。すみません、戸数で申し上げましてすみません。

43団地、県営住宅がございまして、市内に約8割がでございます。

○増永慎一郎副委員長 いいです。後でちょっと戸数は調べていただきたいんですけども、ちょっと、そもそもの話をまたさせていただくと、熊本市に8割ぐらいあるっていうのは知っているんですけども、これ、政令市に移行したときに県営住宅は、熊本市にある分に関しては、何で熊本市にそのままお願いできなかったのか。

要は、もうちゃんと政令市になったんだから、熊本市民が使う県営住宅に関しては、私の感覚としては、熊本市に移管をすればよかったんじゃないかなというふうに思うんですけども、その件に対してのちょっと経緯とかが分かれば教えていただきたいと思います。

○折田住宅課長 その辺の県営住宅が市営住宅に移行できないかというお話がその当時あったということは知っているんですけども、その中でどういう議論がなされていたかというのは、ちょっと詳しく手元に資料ございません。

現在、市のマスタープランの中で2割削減というのを打ち出しております、県営住宅を市のほうに、いわゆる移管するというものについては、市のほうもちょっと難色を示しているような状況でございます。

○増永慎一郎副委員長 さっき未収金の話がございました。減ってたのがまた増えています。結局、その未収金がこんなに増えてきて、その権限が分かれているのに、私の感覚で言えば、わざわざ熊本市民のための住宅を県で持つ必要がないんじゃないかなっていうふうな認識が、熊本市民も熊本県民だからっていうふうな言い方ですれば、もうそういう言い方ができるかもしれませんけれども、やっぱりきちんとその辺は、もう一遍、移譲に関しては、熊本市が2割減らすのどうのこうの、熊本市が県営住宅を移譲してもらうのには難色を示したって、ちょっとよく分かりませんが、そういう議論をもうちょっとしたほうがいいんじゃないかなって思うんですよ。

それは、いろんな部分にもまだあると思います。河川の問題にしても、道路の問題にしても、ですから、やっぱりもう政令市になって結構時間もたってきましたので、私の認識としては、いいとこ取りをして、熊本市がですよ。そして、何か協議するときには乗ってこないというイメージが今まであったわけなんですよ、道路にしても何にしても。ですから、やっぱりきちんと線を引いて、なかなか未収金とかが取れない、今からまたお金も要っていくっていう部分で——それは公の住宅ですから、それぞれの県民のために、住宅困

窮者のために造っているっていう部分もあるかもしれませんけれども、ちゃんときちんと線引きをしながら、ここは熊本市さんにやってくださいとかいうのをやっぱりきちんと考えていかなければいけないというふうに思いますけれども、その辺に関しては何か。

○小路永建築住宅局長 建築住宅局長の小路永でございます。

増永委員が今おっしゃったような話は、以前から認識しているところです。

これまで公営住宅については民間賃貸の補完ということで、住宅が不足する時代に県営住宅が県内で一番不足しているということで、熊本市を中心に、菊陽とか、そういったところに県営住宅の多くを造ったということがあります。

住宅の不足のときに造ったということで、もう今民間も結構できてますので、公営住宅の戸数の在り方については市でも議論をして、県でも今議論をしてるところになります。

市営住宅は基本的に市民のための住宅ということで利用されてまして、県営住宅は県民向けということで、熊本地震のときにも、市営住宅は市民に供給したと。県営住宅は市以外の方を中心に被災者を受け入れたと、そういう役割分担もしております。

今後、市営住宅と県営住宅の在り方については、住宅の全体の需給状況を見ながら、しっかり役割分担を考えていきたいというふうに思います。

○増永慎一郎副委員長 今、なら、それぞれに話をされているんですか、それとも熊本市と一緒に協賛をされているのか。

○小路永建築住宅局長 具体的に県営住宅の移譲について、今行っている状況ではありませんので、今後、そういった協賛をしていく

時期かなというふうに思っておりますので、対応は検討していきたいと。

○増永慎一郎副委員長 財産的な意味合いもあるし、さっき言ったような、財産には、それを管理するためにはお金も要りますし、それと、あとは、さっき言われたように住宅困窮者のためのストックという意味合いもあるだろうし、熊本地震等では非常に活躍をしたような感じもございますし、なかなか難しいと思いますけれども、やっぱり在り方については、未収金の話もありますし、さっき言いましたように、お金も今後老朽化してくるとかかってくると思います。ですから、ふだんのいろんな検討というのは絶対必要だと思いますし、特に、熊本市民がほとんど使っている、熊本県民で、そこに来たら熊本市民になるじゃないですか。さっきの理論というのは、私は成り立たないというふうに思います。

ですから、熊本市と熊本県と、県営住宅の在り方について、やっぱり一緒になって検討して行って、要は、市営住宅の供給量、それから県営住宅の供給量も含めたところで、しっかり話をしていってもらわないと、結局、何かお金だけ余計使って、全然県民のためになってない、市民のためになってないということになると思いますんで、できれば早めに検討をきちんと両方で、熊本市と熊本県でやっていただくようお願いをしておきます。

以上です。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、これで土木部の審査を終了します。

ここで説明員の入替えをいたします。しばらく休憩します。

午後2時21分休憩

午後2時24分開議

○淵上陽一委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

これより、流域下水道事業会計の審査を行います。

それでは、土木部長から決算概要の総括説明をお願いします。

村上土木部長。

○村上土木部長 流域下水道事業は、令和元年度分の決算までは特別会計として事業を行ってまいりました。今回提出しております令和2年度分の決算は、地方公営企業法の一部適用となったことから、土木部の一般会計、特別会計の決算とは別に、公営企業会計として御審議をお願いすることとなりました。

これは、総務省からの通知によりまして、公共下水道事業を実施する自治体に対し、地方公営企業会計を適用するよう求められたことによるものです。

今回が公営企業会計として初めての決算となります。決算内容の詳細につきましては、この後、下水環境課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○淵上陽一委員長 次に、監査委員から決算審査の意見の概要説明をお願いします。

○藤井監査委員 よろしく願いいたします。

緑色の冊子、令和2年度決算審査意見書をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

中段の1、審査の結果ですが、決算諸表は、流域下水道事業の経営成績及び財政状況をおおむね適正に表示しているものと認められました。

以下、経営の状況につきましては記載しておりますけれども、土木部の説明と重複いた

しますので、割愛させていただき、8ページをお願いいたします。

決算審査意見について御説明いたします。

流域下水道事業の令和2年度決算は4,500万円余の赤字となりましたが、これは、公営企業会計移行に伴い、これまで計上していなかった減価償却費を費用計上することになったことなどが主な要因でございます。

令和2年度に策定されました熊本県流域下水道事業経営戦略においては、収益的収支はおおむね均衡する計画となっておりますが、今後は、人口減少による料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増加など、経営環境が厳しくなることも予想されますので、施設の計画的な更新とともに、経営基盤の強化、財政マネジメントの向上等を図っていくことが求められます。

特に、熊本地震や令和2年7月豪雨災害の経験を踏まえ、関係市町村とも協議し、施設の耐震化や耐水化等にも取り組みながら、将来にわたり持続可能で安定した運営に努めていきたいと考えております。

以上が流域下水道事業会計の決算審査意見の概要でございます。よろしく申し上げます。

○淵上陽一委員長 次に、下水環境課長から決算資料の説明をお願いします。

○仲田下水環境課長 下水環境課でございます。よろしく申し上げます。

まず、ただいまの監査委員からございました決算審査の意見につきまして、その取組状況について御説明いたします。

令和2年度は、減価償却費の影響で帳簿上は4,500万円余の赤字となりましたが、経営戦略では、今後の施設設備等の、経過年数に伴い、減価償却費も減少していくことで、来年度以降は黒字となると見込んでおります。

今後、下水道を取り巻く経営環境が厳しさを

を増す中、流域下水道がその機能を十分に発揮できるよう、維持管理費のコスト削減や計画的な改築更新、ストックマネジメント計画等による事業費の平準化など、効率的かつ安定的な事業運営に引き続き取り組んでまいります。

次に、決算概要につきまして、お手元の令和3年度決算特別委員会説明資料により御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

上段の1番、熊本県流域下水道事業の概要の(1)番、沿革について御説明いたします。

現在、熊本県では、熊本北部流域下水道、球磨川上流流域下水道、八代北部流域下水道の3つの流域下水道の運営を行っております。

熊本北部流域下水道は、平成元年3月に供用開始し、現在21万人の汚水を処理しています。球磨川上流流域下水道は、平成11年4月に供用開始し、約2万5,000人の汚水を、八代北部流域下水道は、平成14年1月に供用開始し、約2万8,000人の汚水を処理しており、3流域を合わせた処理区域内の人口は26万3,000人余となり、県全体の約15%の汚水を処理しております。

経営形態についてですが、国の方針等において、公共下水道事業等を実施している人口3万人以上の自治体にして、令和2年4月までに地方公営企業会計を適用するよう求められておりました。

本県におきましても、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、令和2年4月から地方公営企業会計を適用し、事業を実施しております。

1ページ下段の(2)組織図を御覧ください。

当該事業は、地方公営企業法の一部適用となるため、知事部局の下水環境課の中で実施をしております。また、県が所有している管

渠の整備、維持修繕等の業務については、関係の出先機関が行っております。

2ページをお願いいたします。

各流域下水道の流入水量の状況ですが、令和3年3月31日現在、3流域合計の年間総流入水量は3,009万立方メートル余で、前年度と比較しまして74万立方メートル余の増加となり、全ての流域下水道で前年度の流量を上回っております。

3ページをお願いいたします。

(1)の収益的収支について御説明いたします。

ここは、流域下水道事業等の維持管理費等に係る収入、支出を計上しております。

なお、令和2年度から公営企業会計に移行しているため、令和元年度の値はございません。令和2年度は、収入の合計が34億5,300万円余、支出の合計が34億9,800万円余となり、差引き4,500万円余の純損失となっております。これは、先ほど御説明ありましたが、表の中ほどの支出の項目、5段目にございます減価償却費の約20億3,300万円が費用として計上されたことによるものでございます。

なお、今後は、施設設備等の経過年数に伴い、減価償却費も減少していき、令和3年度以降は損失は生じないものと見込んでおります。

4ページをお願いいたします。

欠損金の状況について御説明いたします。

令和2年度の収益的収支の純損失4,500万円余を未処理欠損金として翌年度に引き継ぎます。

次に、下段の(3)、資本的収支について御説明いたします。

ここには、流域下水道事業の施設整備の更新等を行う建設改良事業等に係る収入、支出を計上しております。令和2年度の資本的収支の合計は14億2,300万円余、資本的支出の合計は16億5,600万円余となっております。

不足する2億3,300万円余は引継金等、いわゆる公営企業会計を適用する前の特別会計時の内部保留資金を補填しております。

以上が令和2年度の決算概要でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○瀧上陽一委員長 以上で下水環境課の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○池田和貴委員 今年度から新たな会計にするということで、さっきから何度も説明に出ておりますけれども、減価償却費を計上したことによって4,500万の赤字になっているけれども、来年度以降は大丈夫という御説明なんですけれども、今年度、会計が移ったんで、初年度にもう減価償却費、一遍にぼんと落としたんで、来年からは、今年度は——今これ、見ると、減価償却費は20億3,300万でしょう。来年も、減価償却ってこんなないんだよね、多分。

○仲田下水環境課長 減価償却費は、施設の耐用年数とともに、少しずつ少なくなってまいります。今年度は約20億の減価償却費でございますが、来年度以降、これがだんだん少しずつ少なくなってきます。見込みでは数億円ほどですけれども、だんだん下がっていくことですので、それを加味しますと、来年度以降、こうやって赤字が出ると。帳簿上の赤字なんですけれども、これが出ることはないと考えております。

○池田和貴委員 分かりました。

○瀧上陽一委員長 ほかに。

○増永慎一郎副委員長 先日、企業局の決算審査があったんですけども、そのときに、包括外部監査で何かいろんな点を指摘されたということで、大分、例えば人件費に退職金の積立てを入れてなかったとか、もともと知事部局で退職金の引き当てをしてたとかってというのが、今回の決算のときに指摘されたのでのってきたとかいう形で、経費とかがいっぱい増えてたんですよ。そういった部分はクリアして、ちゃんと分かって、この会計は、企業局と同じような会計でされているんですかね。

○仲田下水環境課長 公営企業会計でございますので、人件費等々、そういったものも全て加味した上で、この決算書を作っております。

○淵上陽一委員長 いいですか。

○増永慎一郎副委員長 はい。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

○前田憲秀委員 最初の企業会計の決算ということで、藤井代表監査委員が、このグリーンの資料、最初に説明された13ページなんですけれども、参考付表で比較貸借対照表というのが載っております。この真ん中の欄が期首の残高ということで、多分この期首の頭をつくるのは大変ではなかったのかなと推測いたします。

それで、例えば、建物の合計を見ると5,700万円、今年度、プラスなんですよ。構築物3億2,700万プラスですよ。機械設備1億3,400万、これは、この金額を1年間で購入したということじゃないですよ。

○仲田下水環境課長 ここに比較貸借対照表

に載りますのは、この1年間というんじゃなくて、今県の保有している資産がこれだけあるということでございます。昨年度の金額というわけではございません。

あくまでこれ、令和2年度の当初期首の残高と今年度の残高の比でございますので、令和2年度にこれだけの施設を造ったというものではございません。

○前田憲秀委員 私が言うのは、令和2年の期首と令和2年の期末の差の金額が今言った金額なので、累計額とかそういうのも含めてどーんと載っていらっしゃるんですかという説明なんですよね。

○仲田下水環境課長 すみません、失礼いたしました。

ここに載っている資産というのは、この2年度の当初期首と2年度の残高になりますので、この差額というのが、2年度にこれだけの施設を取得した金額というようなことになります。先ほどの説明は私が間違っておりました。

○前田憲秀委員 今あれだと思っんで、よろしければ、この金額、どういうのが増えているのかっていうのを後でも教えていただいでいいでしょうか。

それと含めて、一番下に前払金というのがあります。これも、令和2年度で2億1,200万、前払金、何か経費にならないのか何か支出をしているということになりますよね。その内訳みたいなのが分かれば、ぜひ教えていただければと思います。

分かってからでいいですよ。今分かりますか。

○仲田下水環境課長 いや……。

○前田憲秀委員 後ほど。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、これで下水道会計の審査を終了します。

次回の第8回委員会は、11月12日金曜日午前10時から開会し、取りまとめを行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時39分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長